

山梨県過疎地域振興条例をここに公布する。

山梨県過疎地域振興条例

(目的)

第一条 この条例は、過疎地域の市町村について地域社会の基盤整備を図るため、資金の融通その他の財政援助を行なうことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「過疎地域」とは、他の地域に比較して人口の減少が著しい市町村の区域で、規則で定める要件に該当するものをいう。

2 合併市町村(市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。))により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であつた区域を過疎地域とみなす。

(平一六条例六・一部改正)

(資金の貸付け)

第三条 県は、市町村が行なう過疎対策事業で規則で定めるものに必要な経費の財源に充てるために、当該市町村に資金を貸し付けるものとする。

2 前項の資金は、他会計から山梨県市町村振興資金特別会計へ繰り入れた資金及び前項の規定により貸し付けた資金(以下「過疎地域振興資金」という。)の元利償還金をもつてこれに充てる。

(利率等)

第四条 過疎地域振興資金の利率は年六・五パーセント以内とし、償還期限は十年以内とし、償還の方法は元金均等償還によるものとする。

(元利補給金の交付)

第五条 県は、過疎地域振興資金について、毎年度市町村が支払つた当該年度分の元利償還金のうち、規則で定める額に相当する金額を当該市町村に交付するものとする。

(繰上償還)

第六条 知事は、過疎地域振興資金を貸し付けた市町村が、次の各号の一に該当する場合には、当該資金の全部又は一部の繰上償還を求めることができる。

一 過疎地域振興資金の貸付対象となつた事業の全部又は一部を実施しないとき。

二 過疎地域振興資金の貸付対象となつた事業以外の事業に使用したとき。

三 元利償還金の支払を怠つたとき。

(実施規定)

第七条 この条例に別に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の一部の失効)

2 この条例中第三条第一項の規定は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(昭五〇条例四・昭五五条例四・昭六〇条例七・平二条例五・平七条例三・平一二条例三一・平一七条例一六・一部改正)

附 則(昭和五〇年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成一七年条例第一六号)
この条例は、公布の日から施行する。